

近年米国における競争的奨学金制度と バウチャー機能

塙 武 郎*

目 次

1. はじめに ——背景と目的——
2. 高い奨学金受給率
3. 受給資格における公平性と競争性
4. 州政府奨学金とその財政分析
5. 大学独自奨学金とその財政分析
6. 奨学金制度のバウチャー機能と大学財政戦略
7. 「横ならび」という「競争」——結語にかえて——

1. はじめに ——背景と目的——

近年米国では、連邦レベルはもとより、州レベルや個々の大学レベルで分権的、自立的に管理運営される奨学金制度への関心が高まっている。⁽¹⁾ そうした

* 本稿は、日本財政学会第59回大会（2002年10月27日、東京大学）での報告「奨学金政策における公平と競争」に大幅な修正を加えて作成したものである。報告の折、討論者の岡本英男先生（東京経済大学教授）をはじめ、座長の伊東弘文先生（九州大学教授）から貴重なご助言を頂きました。また、常日頃から、米国南オレゴン大学のKenneth Kempner教授、筑波大学社会科学系の河野惟隆教授、山根誠一郎助教授より、現実に根ざした経済学、財政学、教育学の考え方の何たるかをご教示して頂きました。記して感謝の意を表したいと思います。

⁽¹⁾ 例えば、College Board (2001, pp.2-3), あるいはNational Association of State Student Grant and Aid Programs (2001, Executive Summary) 参照。

関心の高まりの背景には、1980年代以後の大学授業料の高騰がある。低廉な授業料を設定し低・中所得者層にも高等教育の機会を与えてきた州立大学センターでもこの授業料の高騰は著しく、奨学金制度はその教育機会均等化に資する経済的な意義を一層極めている。

言うまでもなく、授業料が上昇すればヨリ所得水準の低い学生は高等教育の機会を奪われやすくなる。個人が得た教育便益（学歴）が労働市場を通じた職業選択や賃金決定にディレクトな影響を与えると言われる米国社会にあっては、授業料の高騰化は経済格差を拡大させる原因ともなるから、奨学金制度の経済的役割が社会的に注目されるのも当然である。

本稿では、教育機会均等化を基本理念とし大学授業料の高騰に伴って注目されている奨学金制度やその政策動向を、特にその受給資格の観点から俯瞰し、その財政的な意義や機能について論ずる。⁽²⁾ その際、米国最大の奨学事業の担い手である連邦政府による奨学金制度よりも、むしろ州政府や各大学による奨学金制度に注目する。それと言うのも、後ろ二者による奨学金制度はヨリ有能な学生から優先配分するという具合に、受給資格に「競争性」（merit-based）を積極的に盛り込んでおり、前者による「公平性」（need-based）に重きをおく連邦政府奨学金との相異を際立たせているからである。連邦政府奨学金は、集権的（centralized）に支給されるのに対して、州政府・各大学による奨学金は、分権的（decentralized）に支給されるというように、支給構造の面でも両者には際立った相異がみられる。したがって州政府および大学によって、競争的かつ分権的に支給される奨学金制度のインパクトを財政学的アプローチにより論ずることが、本稿の本質的な目的となる。こうした研究を行う意義は、今日米国の奨学金制度が分権的、自立的、重層的である、ということを、ある程度実

⁽²⁾ 連邦政府が大学院レベルでの若手研究者（ポスドク）要請を目的とする重層的な奨学金制度（フェローシップ・トレーニーシップ、TA、RA、大学院生向けローン）を実証的に分析し、連邦政府から大学院への研究資金供給の構造や特徴を論ずるものとして、山本眞一（1996, pp.95-129）参照。

証できることのみならず、米国の高等教育システムそのものを競争的にする財政メカニズムの一端を解明できることにある。⁽³⁾

2. 高い奨学金受給率

米国の奨学金制度の具体論に入る前に、まず本節では、米国の奨学金の受給状況を概観しておくことにしたい。

はじめに、現在米国ではどれだけの学生が奨学金を受給しているのであろうか。次の表1は、約1,500万人の全学部学生および約500万人の全大学院生を対象に、何らかの奨学金 (student financial aid) を受給している学生の比率、すなわち奨学金受給率を大学設置形態別に示したものである。

表1より、米国の奨学金受給率は全体的にみて、学部生より大学院生で高く、とりわけ州立大学セクターの大学院生の約7割が何らかの奨学金を受給していることは注目に値する。なお、この表1に示される奨学金受給率について留意すべきは、表1の数値は連邦教育省所管の全米教育統計センター (National Center for Education Statistics) に各州政府を通じて報告されたフォーマルな奨学金のみを対象にしたものでしかなく、同センターに報告されていないイ

表1 米国における奨学金受給率

	州立大学	私立大学	大学全体
学部	45.6%	53.8%	49.7%
大学院	69.9%	62.1%	66.0%

資料：U.S. Department of Education Statistics [2001], *Digest of Education Statistics 2001*を基に作成。

⁽³⁾ 本稿に類する米国での先行研究の一例に、Trow [1994] がある。しかしこれは、戦後の法制度史的な観点から議論したものに過ぎず、本稿が意識する、連邦・州政府・大学の3層構造を議論の射程に入れた、米国高等教育財政と奨学金制度との財政関係について論ずるといった先行研究はまったくない。

ンフォーマルな奨学金も含めると、8割以上の学生が何らかの奨学金を受給しているとも言われている。このことから、少なくとも米国の奨学金制度は米国的学生に極めて身近な存在となっている、と言える。

もちろん、奨学金と一口に言っても、支給額が高額のものから低額のものまであり、多様化している。後で詳述するように、受給資格にも多様性がみられる。しかしながら、少なくとも米国では奨学金は、単に所得水準の低い学生から優先配分するものではないことは、次の表2から伺える。表2は、表1と同様に、米国の奨学金受給率を今度は家庭所得水準別にみたものである。

表2より、米国では、より豊かな家庭出身の学生でも何らかの奨学金を受け取っている学生が意外に多いことに気がつく。例えば、最も豊かな家庭所得水準「100,000ドル以上」に属する学生のうちの27.5%，4人に1人以上が何らかの奨学金を受け取っているのである。

大学に進学をし、就学を継続していくには、学生あるいはその両親が高等教育費（全米平均は、州立て11,976ドル、私立で13,955ドル）を負担しなくてはならない。もちろん学生本人は就学中、労働による所得を放棄せざるをえない。授業料が低廉な州立大学セクターでも、両親にある程度の経済力がないと大学

表2 米国における奨学金の家庭所得水準別受給者率

ヨリ豊か	100,000 ドル以上	…27.5%
↑	80,000 ドル～99,999 ドル	…37.6%
↓	60,000 ドル～79,999 ドル	…42.5%
	40,000 ドル～59,999 ドル	…47.4%
	20,000 ドル～39,999 ドル	…60.3%
ヨリ貧しい	20,000 ドル以下	…70.2%

全所得階級の平均受給率 …49.7%

資料：表1と同じ。

進学は困難であり、家計にとって高等教育費は大きな負担となっているのが現実である。今日米国では、高等教育費は学生本人の経済力で賄われるものではなく、両親の経済援助 (parental contribution)、つまり「仕送り」があつてはじめて賄われている。

もちろん、こうした両親の所得水準いかんに関わらず、学生本人が相応の意志・意欲と能力を有する場合、教育機会均等（個人の平等）の観点から当該学生に奨学金を支給し高等教育の機会を与えるのが、奨学金制度である。つまり奨学金の受給資格が「公平性」に重きをおくことで、教育機会均等化が実現される。しかし留意すべきは、ここでいう「教育機会均等」概念が、経済的な概念ないし「スタートの公平」概念であって、学生本人の意欲・能力の事後的な向上とは直接関連するとは限らない、ということである。冒頭で論じたように、近年米国では、こうした伝統的な「教育機会均等」概念に固執しない、事後的、競争的な受給資格をもつ奨学金制度が存在している。

では以下、節を改めて、奨学金の受給資格における公平性と競争性との比較の観点から、今日米国における奨学金制度の総体を整理し、議論を深めることにしたい。

3. 受給資格の「公平性」と「競争性」

米国の奨学金制度がもつ最大の特徴は、何よりもまず、単に当該学生（あるいはその両親）が「貧しい」という経済的側面のみならず、その学生本人が意欲・努力を示し、その結果としての能力 (merit) を発揮し、最終的に優れた成果や功績をあげているか、という事後的評価を通じて決定される受給資格も有する点にある。つまり奨学金の受給資格には、学生（両親）間の経済的、事前的な「公平性」に重きをおくものと、優れた能力と成果とを示す者から優先的に支給する、事後的な「競争性」に重きをおくものがある。

前者の「公平性」は、伝統的な「教育機会均等」理念に関わるものであり、

制度の面では、連邦政府が1972年以来、返済不要のグラント奨学金（“Federal Pell Grant Program”と呼ばれ、2002年現在の支給額上限は3,750ドル）を低所得家庭出身の学生から優先的に、つまり家庭所得水準に対応させながら支給（財政負担）する措置が講じられてきた。⁽⁴⁾⁽⁵⁾ 連邦政府はその他にも、幅広い所得層を対象とした返済要のローン奨学金（無利子と有利子とがある）を支給するなど、米国の奨学事業の主体を担っている。一方、後者の「競争性」は、個人の意欲・努力・能力の向上に関わるものであり、高校在籍時の学業成績を5段階で示すGPA (Grade Point Average) や、大学在籍中に受けるSAT (Scholastic Aptitude Test)，さらには大学院生の場合は研究業績や学会活動などを基準に、意欲のある有能な学生から優先的に返済不要のグラント奨学金が支給されてきた。⁽⁶⁾

そこで本節では、まずははじめに、米国の奨学金制度の全体像を、支給者と受給資格とに着目して整理し、概説することにしたい。

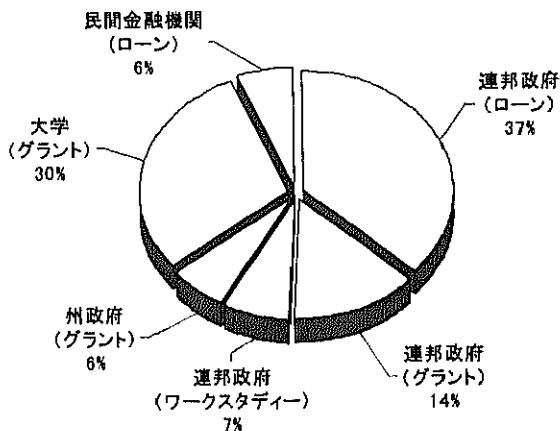
まず、次のグラフ1は、米国における全奨学金制度を支給者別（連邦、州、大学、民間金融機関）および支給形態別（グラント、ローン、ワークスタディー）

⁽⁴⁾ 連邦政府が1972年「高等教育法」（修正）以後、奨学事業を本格化するようになった基礎には、もちろん60年代ケネディー・ジョンソン政権期の「公民権運動」や「偉大な社会」政策実施による連邦教育支出の増大傾向がある。これについては、渋谷博史（1986, pp. 181-256）参照。

⁽⁵⁾ また、この1970年代ニクソン政権期では、「新連邦主義」理念の下、連邦と州との協調的な政府間財政関係を実現すべく1972年「一般歳入分与制度」が成立している。ただ注目すべきは、連邦・州政府間財政関係の変革期に、奨学事業（返済不要の奨学金）を連邦政府の債務とする「高等教育法」（修正）が同年1972年に成立されており、これにより、政府間で税源確保をめぐる「協調」を図る一方で、州間で学生獲得をめぐる「競争」を促す、という財政構造が現出したことである。「一般歳入分与制度」成立をめぐる連邦・州政府間財政関係論については、岡本英男（2002年, 81-100頁）参照。

⁽⁶⁾ 90年代クリントン政権以後、教育改革をめぐる議論がナショナルレベルで本格化した際、GPAやSATといった教育指標は教育効果を計測する上で重要な指標として一層注目されている。前者のGPAは一般に、4.0を超える学生は優秀であるとされており、推薦入試などの重要な指標として注目されており、後者のSATは、94年以後、数学（math）と国語表現（verbal）とに分離され、大学院に進学する際、当該学生の学力を判定する上で重要な指標とされている。

グラフ1 米国における全奨学金支給額シェア（2001年現在）



資料：表1と同じ。

に示したものである。

グラフ1からは、まず、支給額規模の面から連邦政府が米国最大の奨学事業の担い手となっていることが伺える。特に支給額シェアが最大である「連邦ローン奨学金」(37%)は、高等教育が義務教育ではないとの基本認識に整合すべく奨学金政策においても返済の義務化（受益者負担化）を貫くべきとする経済的なロジックが働いて、1980年代以後は拡大傾向にある。⁽⁷⁾本稿の問題意識との関連で注目すべきは、連邦政府に次いで第二の支給額シェアを有する、大学(30%)の存在である。個々の大学は、その設置形態の別に関係なく、独自の運営財源から在籍学生に奨学金を支給（大学にとっては負担）しており、これは通常、「大学独自奨学金」(institutional student aid)と呼ばれるものである。経営的に政府から独立している私立大学では勿論のこと、州政府の補助金に大

⁽⁷⁾ College Board (2001, p.12) 参照。

きく依存している州立大学でも、大学独自奨学金は大規模に支給されている。結論を先回りして言えば、この大学独自奨学金こそが、本稿で論ずる米国における競争的な奨学金制度の主体を担うものである。これについては第4節により詳しく論ずることにしたい。

州政府も、連邦政府や大学と並んで、小規模ながら奨学事業に参与している。言うまでもなく、これは州レベルで分権的に管理運営される奨学金制度であるため、州独自の教育政策が直接に反映されている。それゆえに、この州政府奨学金の受給資格や支給規模には州間格差がみられる。注目すべきは、先の大学独自奨学金と並んで、近年、この州政府奨学金にも競争的な受給資格が盛り込まれており、学生の意欲や努力、そして、その結果としての能力を経済的に支援することを通じて大学改革を行おうとする州がいくつか出現していることである。これについては次の第3節でより詳しく論ずることにしたい。

ひとまず、米国の奨学金制度の全体像を、奨学金の受給資格（公平的か、競争的か）と支給形態（グラントか、ローンか）とに注目して整理すると、次頁のようになる。受給資格の観点からまとめれば、公平性を重視しているのは、連邦政府のグラント奨学金と州政府のグラント奨学金の一部分、逆に競争性を重視しているのは、州政府奨学金の残り部分と大学独自奨学金となっている。ちなみに連邦政府のローン奨学金（支給額規模では最大）は、先述したように、家庭所得水準（両親の経済状況）を受給要件とはしないで、学生（両親）の進学（在籍）する大学が設定する授業料水準に応じて弾力的に支給額上限を決定する、という仕組みになっている。

さて、本稿で注目すべき競争的奨学金は、州政府奨学金と大学独自奨学金とに具現されており、これは米国の奨学金制度全体に分権的、自立的な性格をもたせるものである。⁽⁸⁾とりわけ州政府の行財政的な管理下にある州立大学でも、大学独自奨学金は大規模に支給されており、個々の大学の財政運営・戦略と密接に関連している。また、個々の大学に加え、各州政府も近年、他州の大

< 米国の全奨学金制度の全体像 >

① 連邦政府の奨学金

- ◆ グラント…所得水準に応じた「公平性」重視。近年、縮小傾向。
 - ◆ ローン…授業料水準に応じた「弾力性」重視。有利子・無利子。近年、拡大傾向。
- ② 州政府の奨学金
- ◆ グラント…所得水準に応じた「公平性」重視。支給規模や受給資格に州間格差あり。
部分的に学生の能力に応じた「競争性」重視の奨学金あり。

③ 大学独自の奨学金

- ◆ グラント…大学の自立的な判断に基づき、学生の能力に応じた「競争性」重視。低所得に対する「公平性」重視の授業料減免措置。授業料の上昇に対応した拡充傾向。

学への進学（人材の流出）を食い止めたい、あるいは他州から有能な学生を引き寄せたい（人材の流入）との理由から、より有能な学生を経済的に優遇する競争的奨学金を積極的に導入している。⁽⁹⁾

では、節を改めて、競争的奨学金の実施主体である州政府と大学の二者に議論の対象をしづって、考察を深めることにしたい。

4. 州政府奨学金とその財政分析

まず、州政府奨学金から論ずる。州政府は、戦後の大学進学率の上昇過程（1960年代～70年代）において、奨学事業という個人補助にそれほど積極的に参与してこなかった。それと言うのも、戦後米国では、専ら連邦政府に奨学事業が任せられており、その間、州政府はといふと、自州内に設置・管理している全ての州立大学（2年制・4年制）に「機関補助」としての補助金（運営交付金）を投入し、教育費用を広く肩代わりすることで低授業料を実現してきた。その

⁽⁸⁾ 拙稿（2002b, p.216）参照。

⁽⁹⁾ National Association of State Student Grant and Aid Programs, *op. cit.*, Executive Summary参照。

意味では、州政府も、自州内に限って、裾野が広く間接的な奨学事業に参与してきたと解釈することができる。

しかしながら、そうした州政府による機関補助としての間接的な奨学事業への参与には必ず州レベルの社会的、政治的、財政的なコンセンサスが求められる。高等教育のように個人に経済便益（労働市場で得られる教育のリターン所得）を与えるものに大規模、無差別に補助金（税金）を投入することは、高等教育を享受できなかった者からも徴収した税金を、高等教育を享受できる裕福な者に移転させる、という不公平な再分配を政府が実行することを意味し、社会的に望ましいとは言えない。義務教育ではない高等教育は基本的に、学生（両親）がそのフル授業料を負担する方が、より社会的に望ましい。少なくとも財政学や公共経済学の立場から言えば、州政府が高等教育への機関補助（奨学金制度の場合、公平性に重きをおく間接的・大規模な奨学金）は、高等教育を享受しなかった納税者のことを鑑み、無闇に拡大すべきではない。少なくとも高等教育の特質（個人に経済的便益を帰属させやすい）を考慮すれば、フル授業料の負担を受益者つまり学生に義務化させ、個人の意欲・努力・能力に対応させた個人補助としての奨学金をある程度競争的に支給すべきである。もちろん、高等教育が社会全体に与える社会的便益（外部効果）を考慮すれば、政府は機関補助（公平的奨学金）を整備・拡充し、授業料をできるだけ引き下げる必要があろう。しかし仮にそうするのであれば、そもそも高等教育を義務教育化すべきであろう。

このように、高等教育の経済的特質を鑑みれば、社会レベル（公平的な機関補助）ではなく、個人レベル（競争的な個人補助）で、しかも事後的に授業料をディスクアントする方式が、より社会的に望ましいと言える。高等教育は義務教育ではない、との基本認識から言えば、受益と負担とをできるだけ整合させることが重要となり、それが高等教育を享受しなかった人々を含む社会全体の社会的公正（social justice）や分配の正義（distribution of justice）を満足

せしめる。

ところで、現行の州レベルの財政運営では限られた州の税源の範囲内で財政的効用（公共サービス）を最大化させ、それを州民に供給する実行能力が知事をはじめ政策当選者に求められている。そして、それを実現する財政的、政治的な過程では、いわゆる「州均衡財政」(state balanced-budget) の徹底が要求されている。こうした連邦制下の州レベルの財政運営の実状を考察の射程に入れて言えば、経済不況時の州政府は高等教育への補助金（機関補助）を極力削減し、授業料を引き上げて州立大学の運営財源を補完し、かつ、奨学金政策（受給資格）においても、より競争的なものへと転換させる、という財政運営を展開することが予想される。「財政連邦主義」(fiscal federalism)⁽¹⁰⁾ の財政理論の立場から言っても、基本的に州政府は、連邦および地方政府との政府間財政関係の制約下で、その自立的な財政運営を図ることが求められている。⁽¹¹⁾

事実、1990年代以後において、州政府はそのような財政運営（高等教育の受益者負担原則に整合する競争的奨学金政策）を展開している。

そこで、次の表3とグラフ2を示すことにしたい。まず表3は、州政府奨学金の支給総額について受給資格（公平的・競争的）別に分けた上で1995年と2000年との比較を行ったものである。またグラフ2は、表3中の2000年現在のみを受給資格別の支給額シェアを示したものである。表3より、州政府奨学金の大

⁽¹⁰⁾ 連邦・州・地方政府の税源および権限の理想的な配分やそれを実現する理想的な「政府間財政関係」(intergovernmental relations on public finance) の在り方をめぐる議論。この議論は究極的に言えば、連邦政府（中央政府）のジュリスディクションをそこまで制限・抑制させるかというよりも、その財政的な責任をどこまで容認・拡大させるか、というアプローチで成されており、中央政府の存在解釈論と化している。このことは、連邦政府（連邦法）が「個人の平等」を保障する目的により、奨学金という教育に関わる行政に参与することを容認した1972年「高等教育法」(修正) (*Higher Education Act of 1972*) に顕著に現れている。

⁽¹¹⁾ 州財政が70年代「納税者の反乱」を契機に、州所得税や州使用料を中心に自主財源を固めると同時に、州・地方政府間の租税競争が刺激されたことについては、片桐正俊（1992、80-90頁）参照。

半は公平的なものであるが、過去5年間で競争的なものの比重が急速に高まっていることが伺える。ただグラフ2より、競争的な奨学金支給額が高まっているとは言っても、2000年現在での州政府奨学金の大部分は、公平的(76.7%)なものである。

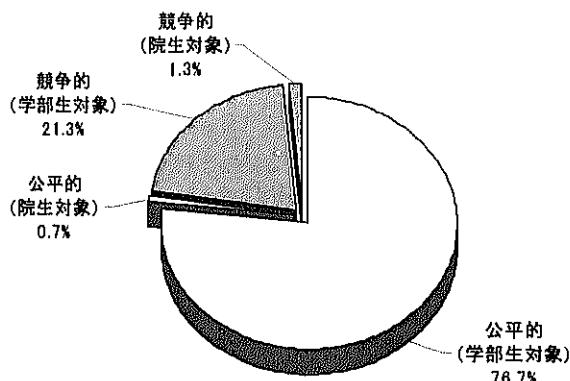
当然のこととして、この州政府奨学金には、連邦政府奨学金とは異なって各州政府の分権的な財政負担によるものである以上、グラフ2で示した公平・競争の支給額シェアに州間格差がみられる。そうした奨学金政策における州間格

表3 全州政府奨学金の受給資格（公平・競争）別支給総額の比較

	1995年	2000年現在	増減率
「公平的」な奨学金支給総額	\$2,444,025,000	\$8,196,963,000	+30.8%
「競争的」な奨学金支給総額	\$360,856,000	\$872,915,000	+141.9%

資料：Oregon Student Assistance Commission [2002], *College Access and Persistence in Oregon*, p.58.を基に作成。

グラフ2 州政府奨学金「公平・競争」支給額シェア（2000年現在）



資料：National Association of State Student Grant and Aid Programs (NASSGAP) [2001], 31st Annual NASSGAP Survey Report, p. iv. を基に作成。

差こそが、連邦政府奨学金との相異を際立たせるものであり、また「財政連邦主義」の制約下での州政府の自立的な財政運営のインパクトを鮮明にするものもある。

では、奨学金政策における州間格差とは、どの程度で、そこにはいかなる構造や特徴がみられるのであろうか。そこで次の表4であるが、これは上掲グラフ2と同様に州政府奨学金における受給資格（公平的・競争的）別支給額シェアについて、競争的奨学金の比重上位5州および下位5州を示したものである。

表4によれば、ルイジアナ、ミシシッピー、ジョージア、サウス・キャロライナ、そしてフロリダなど南部諸州では、競争的奨学金を積極的に実施しており、特にルイジアナ州ではほとんど（97.9%）が競争的奨学金となっている。逆に、公平的な奨学金の比重が高くなっているのは、イリノイ、アイオワ、バーモント、アラバマ、インディアナ、カンザスといった中西部諸州となっている。州政府奨学金を公平的に支給するか、それとも競争的に支給するかの州政府に

表4 州政府奨学金「公平・競争」支給額シェアの州間比較（2000年現在）

	州名	「競争的」州政府 奨学金額(A)	州政府奨学金 総額(B)	「競争的」州政府 奨学金のシェア (A/B×100)
「競争的」 奨学金比重 上位5州	ルイジアナ	66,948,964	68,391,307	97.9%
	ミシシッピー	18,518,621	20,181,471	91.8%
	ジョージア	213,659,663	240,457,993	88.9%
	サウス・キャロライナ	55,624,273	88,822,007	62.6%
	フロリダ	132,716,803	226,807,628	58.8%
全州の合計・平均		611,608,713	2,674,187,02	22.6%
「競争的」 奨学金比重 下位5州	イリノイ	3,792,334	360,177,066	1.1%
	アイオワ	472,200	51,823,083	0.9%
	バーモント	79,000	13,997,391	0.6%
	アラバマ	42,079	7,524,503	0.6%
	インディアナ	390,500	106,188,934	0.4%
	カンザス	9,792	12,397,042	0.1%

資料：National Association of State Student Grant and Aid Programs [2001], 81st.

Annual NASSGAP Survey Report, Table Six A, page 3.を基に作成。

より財政的な判断は、表4に鮮明に現れている。

先述したように、支給構造の面で、連邦政府奨学金と州政府奨学金との相異は、集権的か、分権的か、にある。すなわち、前者が、全州の学生を支給対象として集権的に支給されているのに対して、後者は、自州内の大学に在籍する学生のみを対象として分権的に支給されている。ただ、州政府奨学金が分権的に支給されていると言えども、前掲グラフ2で概観したように、その大半が公平的な奨学金であることを考えれば、受給資格の面で連邦政府のグラン特奨学金とやや共通した性格を有すると言える。その意味では、後者(州政府奨学金)は前者(連邦政府奨学金)を補完する関係にある、と言える。

その点、ルイジアナやミシシッピーなど南部諸州では州政府奨学金が全面的に競争的に支給されており、連邦と州との政府間財政関係に財政機能上の明確な分離が成されている。その意味では、これら南部諸州は、奨学金政策に関して連邦政府と補完関係はない、と言える。

なかでも南部ジョージア州の奨学金政策は注目に値する。それは次の表5に顕著に現れているのでそれを用いながら論ずることにしたい。表5は、左欄に、

表5 州民1人当たりでみた州政府奨学金支給額の州間比較（2000年現在）

		州民1人当たりの 「公平的」州政府奨学金		州民1人当たりの 州政府奨学金総額
上位5州	ニューヨーク	\$32.9	ニューヨーク	\$33.9
	イリノイ	\$27.9	ジョージア	\$31.5
	ミネソタ	\$24.1	イリノイ	\$29.9
	ペンシルバニア	\$23.4	ミネソタ	\$24.1
	バーモント	\$23.2	バーモント	\$23.7
	全州平均	\$11.8	全州平均	\$16.7
下位5州	ワイオミング	\$0.4	アイダホ	\$0.9
	ルイジアナ	\$0.3	アリゾナ	\$0.6
	サウス・ダコタ	\$0.0	ハワイ	\$0.4
	ジョージア	\$0.0	ワイオミング	\$0.3
	アラスカ	\$0.0	サウス・ダコタ	\$0.0

資料：National Association of State Student Grant and Aid Programs [2001]，

31st Annual NASSGAP Survey Report, Table 12.を基に作成。

州政府奨学金のうち公平的なものを州人口で徐したものと、右欄に、州政府奨学金総額を同じく州人口で徐したものを、それぞれ示している。

表5中のジョージア州に注目する。同州は、左欄では最下位(0ドル)であるが、右欄では、第二位(31.5%)となっている。つまり同州は、前掲表2と総括して言えば、州政府奨学金のほとんどを競争的にしているのみならず、そうした奨学金を大規模に支給(財政負担)しているのである。同州政府は意欲・努力・能力を示さない学生には奨学金を支給していないのである。このように、州政府奨学金の支給規模やその受給資格(公平・競争)の在り方に州間格差があること自体は、教育のジュリスティクションが州に留保している連邦制を考えれば当然の結果でしかない。ただ、こうした連邦制における分権財政に当然視される州間格差は、人間(学生)の州間移動のインセンティブとなり、究極的には、人材獲得をめぐる州間競争を促すものとなる。

州間格差についてもう少し具体的に議論する。いま奨学金を全く必要としない高所得者層は除外するとして、連邦政府による奨学金だけでは不十分と予測される中・低所得者層の学生(両親)について考えることにする。低・中所得者家庭の学生(両親)にとって、自分が居住する州がいかなる州政府奨学金を実施しているかが極めて重大な問題となってくる。例えば、家庭所得水準が極めて低くかつ能力(GPAあるいはSATスコア)も低い学生がいるとし、幸いその学生は連邦政府のグラント奨学金を得ることができたが、それだけでは不十分であったとする。問題は、その学生が例えばジョージア州のような「競争性」重視の奨学金政策を探る州に居住している場合に、その学生が奨学金の獲得機会から制度的に排除されてしまうことがある。結局、その学生は「公平性」重視の奨学金政策を探る州の大学に進学(あるいはトランセフー)するか、あるいはリスクを負って連邦政府のローン奨学金を相当借りるか、低授業料のコミュニティー・カレッジに進学するか、という選択に迫られる。

また、逆の場合も考えられる。すなわち、家庭所得水準が中位ないし高位で、

しかも学業成績の高い学生がいたとし、その学生が居住する州がイリノイ州やアイオワ州のような公平性を重視している場合、その学生はジョージア州のように競争的な州政府奨学金を大規模に支給する州の大学に進学（あるいはトランクスファー）することが予想される。⁽¹²⁾ このように考えると、ある州には有能な学生が集い、逆にある州には有能ではない学生が群がる、という具合に、奨学金制度が学力の州間格差を生み出す要因と化することも考えられる。まして授業料が高騰すれば、そうした奨学金獲得をめぐる州間移動が活発化することは十分予想される。

中・長期的には、かような州間の学力格差（州間移動）は同一州内できても大学間の学力格差を副次的に生み出し、これに連邦政府による競争的な研究資金供給メカニズムも議論の射程に入れると、大学間の財政力格差（連邦研究資金などの大学運営財源を調達する能力格差）を助長する可能性がある。次節で詳述するが、事実、大学間の財政力格差は大学独自奨学金の財源格差を生み出す財政メカニズムが今日の米国高等教育システムを広く支配している。これについては第5節でより詳しく論ずることにしたい。

かくして、財政連邦主義の財政理論では、連邦政府は中央政府としての財政機能を果たすが、ただその連邦政府は、大学授業料の州間格差を平準化するといった中央集権的な財政調整機能を一切果たさない。ましてそれは州政府奨学金の公平・競争の支給額シェアを調整するなどといった財政機能も果たさない。とすれば、州政府奨学金は、ただ単に州内の学生を支給対象とする分権的な財政機能のみならず、州外の学生を含んだ学生獲得をめぐる州間競争を促す機能も同時に果たしていることになる。こうした奨学金政策における州間競争は、米国の地方財政論の第一人者Tiebout (1965) の提唱する「足による投票」論(voting with feet)⁽¹³⁾ にアリティーを与えものとして看取できる。

⁽¹²⁾ 豊かな者も、貧しい者に等しく、カネを欲するはずである。したがって家庭所得水準が高い学生でも返済不要のグラントは魅力的であり、その受給を頑なに拒むとは考えにくい。

5. 大学独自奨学金とその財政分析

次に、大学独自奨学金について論ずる。ここでは、大学独自奨学金の受給構造やその特徴を明確に示すために、連邦政府との比較で論ずることにしたい。

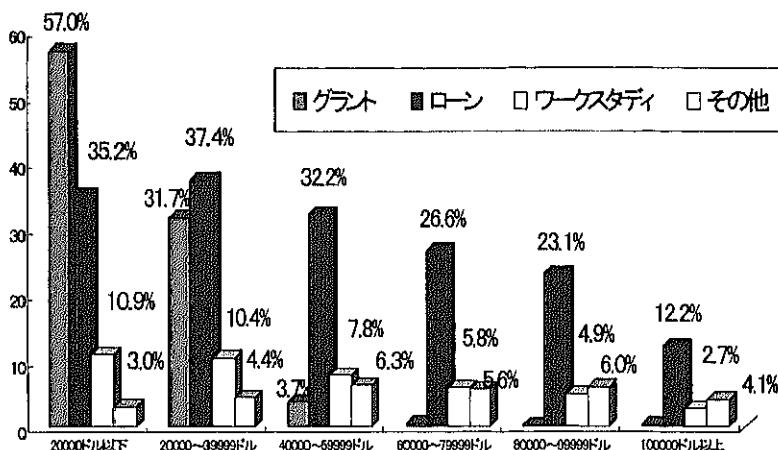
結論から先回りして言えば、この大学独自奨学金は、前節の州政府奨学金と同様、学生獲得をめぐる競争を刺激する財政機能を果たすものであり、その最大の特徴は競争の働くレベルを、州間レベルはもちろん、大学間レベルにまで下ろす点にある。

そこでまず、次のグラフ3とグラフ4を示すことにしたい。グラフ3は、連邦政府奨学金（グラント、ローン、ワークスタディーの各種）を対象に家庭所得水準別に受給構造を示し、グラフ4は、同様の観点で、大学独自奨学金（州立大学のみを対象）を対象にして示したものである。つまり、連邦政府奨学金と大学独自奨学金とを所得水準別受給構造の観点から比較したものである。

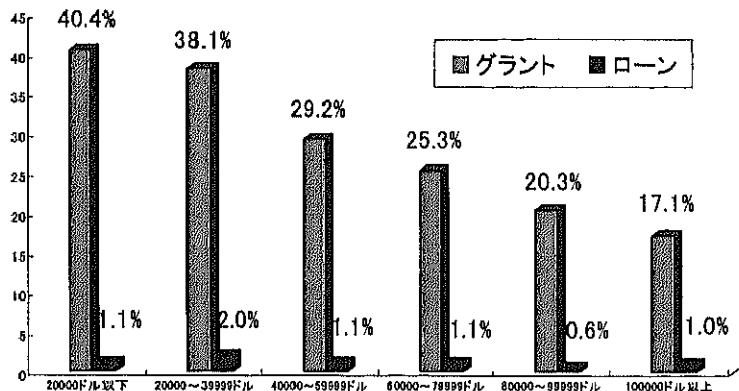
グラフ3とグラフ4との比較を通じて、大学独自奨学金の特徴として言えることは、第一に、そのほとんどが返済を課さないグラントであること、第二に、同じグラントでも連邦政府のグラントの受給者比率と比較すれば、家庭所得水準が高くなつても受給者比率がそれほど低くなつていないこと、である。すなわち、グラフ4において例えば80,000ドル～99,999ドルという豊かな家庭所得水準に属する学生の20.3%，つまり5人に1が大学独自奨学金を受け取っている。このことは、大学独自奨学金の受給資格が家庭所得水準という両親の経済的バックグラウンドとは切り離して、学生本人の意欲・努力・能力に応じて奨

⁽¹³⁾ Tieboutは、人々を公共サービスの消費者(consumer-voter)、すなわち有権者として認識した上で、彼らは自らの嗜好を満足させる地域(地方政府)に移動することができ、それが教育などの地方公共財の最適供給を実現すると主張している。ただこの「足による投票」論は、全ての人々の間で地方政府の歳入・支出の財政構造(税制を含む)に関する知識や情報が完全に共有されていることを条件としている(p.419)ことを考えれば、やはり非現実的な側面を残す。このことに関しては、持田信樹(1993, 28頁)参照。

グラフ3 連邦政府奨学金の所得水準別受給者比率（2001年）



グラフ4 大学独自奨学金の所得水準別受給者比率（2001年）



資料：表1と同じ。

注）グラフ3、グラフ4いずれも州立大学センターのみを対象。

学金を支給する競争的な性格を有していることを示唆している。またこのことは、グラフ3において連邦政府のグラント奨学金（低所得家庭出身の学生から優先配分する公平的な奨学金）の受給者が39,999ドル以下に集中していることと比較すれば、いかに大学独自奨学金が家庭所得水準に関係なく、競争的に支給されているかが際立って見える。

大学独自奨学金は、当然のことながら個々の大学にとっては負担を意味する。その意味では、大学財政との関連で大学独自奨学金の動向を分析する必要がある。そこで、次のグラフ5、グラフ6、グラフ7を用いて、その動向を概観することにしたい。大学授業料が高騰した1980年から1998年までの過去約20年間に限定して、グラフ5では、大学の総経費の変化を、グラフ6では、大学の教育経費の変化を、そしてグラフ7では、大学の大学独自奨学金経費の変化を、それぞれ学生一人当たりで示したものである。1980年代以後は、本稿冒頭で簡単に述べたように、大学授業料が高騰した時期であったため大学総収入に占める授業料収入の比率は増加している。⁽¹⁴⁾ グラフ5に示されている大学の学生一人当たり総経費の増加は、大学財政全体の膨張化を意味する。興味深いことは、大学財政が膨張化する一方で、グラフ6が示すように、大学の教育経費は横ばいないし減少していることである。つまり各大学は、授業料を引き上げ財源を確保したのち、教育にカネを配分していないのである。

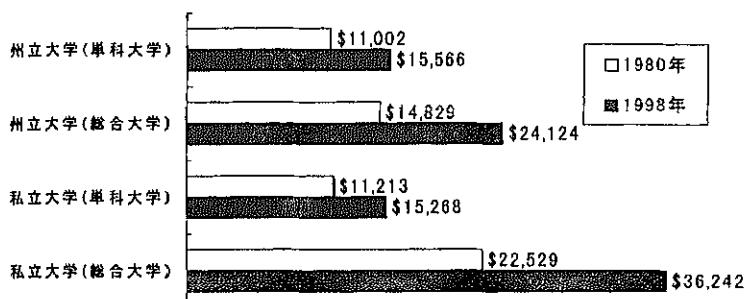
では、大学は何にカネを配分しているのか。それは、グラフ7が示すように、大学独自奨学金に、である。一律に引き上げた授業料を大学独自奨学金に配分し、大学在籍中に、事後的な高等教育費のディスカウント形式に移行しているのである。⁽¹⁵⁾

州立大学は、その収入サイド、つまり運営交付金や授業料の設定など主要な運営財源が大学に入る過程で州政府の財政的な縛りを受ける一方、その支出サ

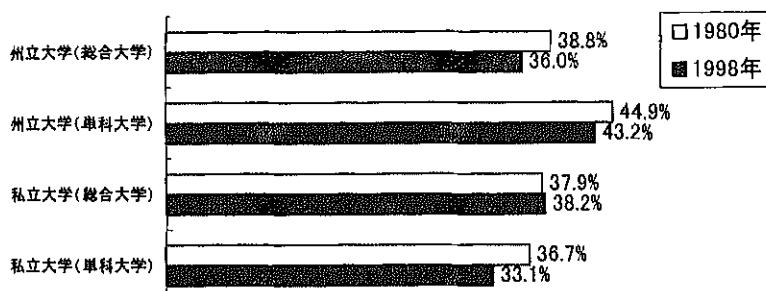
⁽¹⁴⁾ U.S. Department of Education [2001], *Digest of Education Statistics 2001*, Table 330.

⁽¹⁵⁾ 抽稿(2002b, p.103-105)参照。

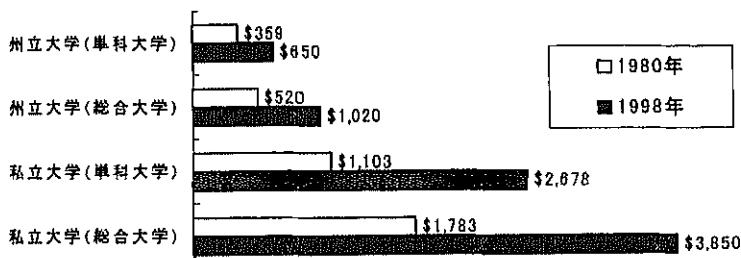
グラフ 5 学生 1 人当たり大学総経費の変化



グラフ 6 学生 1 人当たり大学総経費に占める教育経費の変化



グラフ 7 学生 1 人当たり大学独自奨学金経費の変化



資料 : U.S. Department of Education [1996], *The Cost of Higher Education*. 等を基に作成。

イドでは資源配分上の自由な裁量を発揮することができる。もちろん、そうした各州立大学が自立的・分権的に資源配分をし、しかも競争的に奨学金を支給することを可能にしている背景として、連邦・州政府が公平的な奨学金を大規模に支給していることを見逃すことはできない。

6. 奨学金制度のハウチャー機能と大学財政戦略

奨学金は、「機関補助」ではなく、「個人補助」である。すなわち、奨学金は個人の大学選択の自由を保障する経済的手段となるのみならず、学生獲得をめぐる大学間の競争を促進させる財政的手段ともなる。したがって、奨学金とは、大学という組織を対象に交付される補助金（運営交付金）としての「機関補助」ではなく、学生個人に支給される「個人補助」としての財政インパクトを高等教育システム全体に与えるものとして位置づけられる。

「個人補助」としての奨学金は、それが返済不要のグラントであり、返済要のローンである、またローンが無利子であれ有利子であれ、受け取った奨学金が学生個人に直接に教育資金（あるいは生活資金）として支給されることに変わりはなく、しかもそれが多かれ少なかれ学生個人を通じて大学の授業料収入と化する。こうした「個人補助」としての奨学金の財政的な意義は、現在学生である者（進学しようとする者）の大学選択の自由を、学生獲得をめぐる大学間の競争として解釈し、個々の大学における財政運営に重大なインパクトを与えることにある。特に米国では、我が国の大学入試センター試験のような大学選択の自由を規制する選抜入試制度を確立していない故に、学生個人の大学選択の自由は、高校時のGPAの成績がよほど悪くない限り、基本的に保障されていることを考えれば、大学選択の自由を保障する奨学金の財政的な意義や役割は大きい。つまり、米国の奨学金は授業料を支払う（軽減する）ために必要とされる教育資金として支給され教育機会を均等化させるという経済的役割と、大学選択の自由を保障した結果として惹起される、大学間の学生獲得をめぐる

競争を刺激するという財政的役割との、二元的な役割を同時に果たしている。

後者の、大学間の学生獲得をめぐる競争を刺激するという財政的役割は、いわゆるバウチャー (voucher) 機能を果たす。その意味において、個人が獲得した奨学金が大学の授業料収入と化する財政関係が鮮明となり、高等教育の財政システム全体に奨学金制度を通じた競争が働いていることが説明される。

バウチャー機能を果たす奨学金制度は、個々の大学の財政運営にとって無縁ではない。個々の大学にとって、学生の獲得は授業料収入の獲得を意味し、運営財源を安定化させる上で極めて重要な存在である。事実、先述したように、戦後米国では特に連邦政府が主体となって奨学金制度を管理運営（財政負担）し、低所得家庭の学生が大学に進学（あるいは学業を継続）することを可能にし、その結果として、州立大学セクターの学生規模および授業料収入の拡大を実現させた。その意味で、個々の大学の財政運営は、奨学金制度の整備拡充の過程に従属している、と言っても過言ではない。少なくとも、連邦政府との財政関係でみれば、個々の大学の財政運営にはそのような従属的構造がみられる。

ところで、大学独自奨学金の財源は、主として大学の授業料収入と連邦政府からの研究資金であるが、とりわけ大学院生対象の大学独自奨学金のほとんどは後者の連邦研究資金を主財源としている。⁽¹⁶⁾ 先述した、学生が在籍大学に支払う授業料の一部は連邦および州政府の奨学金で賄われていることを考えると、連邦政府や州政府は奨学金を通じて各大学に補助金を間接的に与えていることになる。もっとも州立大学セクターの場合、州政府から運営交付金という形で大規模な補助金（機関補助）が交付されているが、これに加え、州政府は

⁽¹⁶⁾ 大学院博士課程を設置し連邦政府から莫大な研究資金を調達することのできる「研究大学」(research university) は、潤沢な大学独自奨学金を学部生・大学院生に支給する財政基盤を確立している。つまり連邦政府は、ヨリ有能な学生が在籍する大学にヨリ多くの連邦研究資金を投入するという具合に、競争的な財政システムを通じて個々の大学に大学独自奨学金の財政基盤を与えていくことになる。また、こうした連邦政府による競争的研究資金配分は、個々の大学に対して、教育 (instruction) と研究 (research) とを明確に分離させた財政運営を必要不可欠としている。

州政府奨学金（個人補助）を通じて各州立大学の財政運営を二重に安定化させていることになる。私立大学セクターの場合は、連邦および州政府の奨学金が学生を通じて授業料収入にとって代わっていることを考えると、政府は私立大学にも補助金を間接的に与え、その経営を安定化させていることになる。

要するに、奨学金制度は、「個人補助」（奨学金）を「機関補助」（運営交付金）化させる財政機能を有し、その機能達成の過程で、必ずパウチャー機能を果たしている、と断言できる。このような「個人補助」の「機関補助」化という財政関係の中で、各大学は、その公私の設置形態に関わらず、自らの運営財源を確保し、財政運営戦略を立て、それを実現する手段として大学独自奨学金を学生に支給している。そして何よりも、「個人補助」の「機関補助」化の財政関係があつてはじめて、意欲・努力・能力のある学生から優先的に大学独自奨学金を支給するだけの財政基盤を各大学に確立させることができる。大学独自奨学金は、一律に引き上げられた授業料や連邦研究資金を主財源にして、有能な学生から再分配されている。そして各大学レベルで在籍学生に対する「公正な評価」（justifiable evaluation）が事後的・継続的に行われている。

このようにして米国では、個人レベルで授業料をディスカウントさせる奨学金が実現され、個人の意欲や努力を事後的に評価することにより、高等教育が義務教育ではないとの基本認識が社会的に正当化される。また米国では、政府ではなく、個々の大学が直接、教育研究に関わる「公正な評価」を事後的・継続的に行っており、義務教育ではない高等教育の実施主体としての社会的意義を鮮明にし、その自立的、分権的な財政機能を果たしている。

7. 「横ならび」という「競争」 —— 結語にかえて ——

近年米国における奨学金政策（受給資格）にみられる競争化や競争主義は、現実の経済社会において、いかなる制度や様式に具現されているのだろうか。本節では結語にかえて、競争社会やそれを支持する人間の発想や考え方の内実

を検討し、それについて著者なりの見解を示すことにしたい。

そもそも、豊かな者も、貧しい者も、等しくカネを求むことに変わりはない。奨学金政策によせて言えば、返済不要のグラント奨学金は、貧しい者にとっては勿論のこと、豊かな者にとっても魅力的であり、それを欲する。こうした現実的な経済的、金銭的な感覚から言えば、奨学金獲得をめぐる競争は、常にその評価基準（競争のルール）が絶対的で、かつ、評価に関わった者や根拠が完全に公開されている限り、社会的に公正であり、有意義である。つまり競争は、それを行う上での規制やルールを設けることによって、はじめてその社会的、経済的な意義を明確にし、人々の競争社会への参加意欲を喚起することができる。こうした競争社会への人々の参加意欲が、高等教育や奨学金政策において、極めて重要な要素であり、経済発展の源泉であるとさえ言いうる。

しかし、現実の競争社会は、明らかにそうではない。「競争」それ自体は、その時折の社会経済の特徴や構造に規定され、時事的な相対評価や個人的な恣意性も加わるなど、様々な影響の下で行われる。教育研究における「競争」ともなれば、国家の学術政策や科学技術政策、さらには大学の教育研究方針や財政力などにも大きく左右される。こうした競争社会では、誰が、いかなる根拠で勝者と敗者とを評価したかは必ずしも明確にされない。ここに競争社会の最大の問題が所在する。

米国や日本のように大学進学率が50%弱を推移する教育大国にあっては、「競争」を実施した結果、生み出される数多くの敗者の存在が問題となる。一握りの勝者は、いつの時代、どこの国にも存在し、とりわけ問題視されることもなかった。問題視されるのは、その他大多数の敗者である。この大多数の敗者の存在をどうするかが教育の問題といつてもよい。また、こうした敗者の存在問題は、奨学金制度などにより教育機会均等化が図られるほど先鋭化するという性格を内在する。「競争」に破れた大多数の敗者は、お互いに顔を見合わせ、情報を交換し合い、自分の参加した「競争」の結果やその評価基準が何であった

かを事後的に知ろうとする。少なくとも意欲をもって努力した敗者ほど、そうした行動をとるであろう。また、こうした意欲のある敗者ほど、勝者との差が何であったをジックリ考え、次の「敗者復活戦」に備えようとする。その意味では、「競争」は、ただ単に勝者と敗者とに分かつ、というよりも、むしろ意欲のある者と無い者とを分かつ、という機能を果たしているとも言える。この観点からいえば、「競争」は、義務教育ではない高等教育の発展に資する重要な機能を果たすものとして必要である。

とは言え、ここで結語として主張すべきは、「競争」が繰り返されるほど、いかなる人間であれば勝者の座を獲得できるか、という勝者に関する情報や知恵を人々に伝達する機能を潜在的に果たしている、という点である。そして、その究極の結果として、「競争」は社会全体に目に見えざる「横ならび」の現象や意識を生み出す、という点である。すなわち、「競争」は一見、弱肉強食の社会を生み出し、貧富の格差を拡大するものとして広く認識されているが、社会現象や人間意識の面では、「競争」は、常に少数の勝者を手本とした大多数の敗者を存在させ、敗者を勝者に近づけようとする改革路線、つまり「横ならび」の現象や意識を人々に潜在的に植えつけている。このことは、「競争」が、単に個人レベルの経済的成功を実現する手段のみならず、社会レベルのボトムアップを実現する手段としても広く利用されている側面を考えれば、なるほど理解できることである。

上述した、「競争」を通じた「横ならび」の現象や意識は、米国ではすでに制度化されている。ベンチマーク財政がその好例である。米国では主として州政府レベルでベンチマーク財政（採算性の良い、つまり効率的で競争力のある行政分野（勝者）を手本に、他の採算性の悪い行政分野（敗者）の改革を促す財政制度）が実施されている。このベンチマーク財政では、勝者は敗者の手本となり、敗者に勝者の成功事例が適用、応用される。このようにして、政府当局における行財政部門間の「競争」には、行財政部門間の「横ならび」と化す内

実がはらんでいる。

加えて、こうした「競争」を通じた「横ならび」現象や意識は、日常の教育観にも見受けられる。それは特に、教育熱心な親ほど顕著である。例えば、「となりの〇〇さんの子（勝者）はとても良くできるのに、どうしてうちの子（敗者）はできないのだろうか。。。」という教育熱心な親の心情は、良くできる子（勝者）を我が子（敗者）の手本とし、我が子の学力向上を図る上での重要な指標とし、我が子に「競争」させようとする現象ないし意識である。「できる子」は「できない子」のベンチマーク（目標）となっているのである。これは一見、「競争」のようで、実際は「横ならび」と言える。「競争」社会は常に、勝者と敗者とを同居させた社会であり、そのような社会では常に、「横ならび」現象が惹起されている。

ところで、競争を実施するにはルールが必要である。ルールがあるから競争を行う意義が生まれる。もちろんそのルールは人々に公表される必要がある。ルールなき競争は、人々の競争への参加意欲を減退させ、上述した、競争の「横ならび」化を全面に推し進めてしまう。個人の意欲が経済発展の源泉であるとするならば、意欲を減退させない競争のルールが極めて重要で、それを積極的に公表、維持しなくてはならない。奨学金政策ともなれば、事前の（両親の所得水準）な受給資格のみならず、事後の（学生本人の意欲・能力）な受給資格を導入することが、貧しくとも意欲のある学生の能力を最大限に伸ばすことができる。その意味では、単に貧しいという経済的側面のみを受給資格とする奨学金政策は「悪平等」の極みと言わざるを得ない。極論を言えば、高等教育は義務教育ではないとの基本認識に、学生は就学中途で意欲や能力の不足を理由にいつでも退学する権利が与えられている、との解釈を与えこともできよう。

J.S.ミルは、その古典的名著『経済学原理』のなかで、「公正な自由競争」という概念をかけ、努力と報酬との一致を目指す「分配の正義」が人間性の発達と社会の進歩につながる、としている。「競争」自体は、経済格差を生み出す

「社会的悪」である、とは限らない。むしろそれを生み出しているのは、「eruleなき競争」であり、それを苗床とする知識・知恵・情報の独占や偏在も問題視すべき社会現象である。

付記：本稿は、著者が2001年12月より、米国南オレゴン大学客員研究員として現地に短期滞在を複数繰り返しながら行った研究を基礎としている。現地では、オレゴン州政府高等教育委員会予算管理部局ディレクターのBob Kieran氏ならびにLoren Stubbert氏、そしてオレゴン大学奨学金部局長のJim Bach氏から、米国の奨学金政策に関する貴重な資料や助言を頂いたうえ、数回に渡って著者と議論をして頂いた。彼らは、日本で言えば文部科学省高等教育課や国立大学の事務職員幹部といったところで、多忙であるにも関わらず、気さくにも著者の研究に協力的であった。このような州政府や州立大学レベルの複数の政策当事者との貴重な議論から共通して引き出された見解は、大学行財政はできる限り分権化した方が大学本来の能力と責務とを果たす上でヨリ有用で、またそうあるべきである、というものであった。確かに米国では大学行財政は分権化されている。ただオレゴン州の場合、隣接州のカリフォルニア州やワシントン州に比べて、我が国と同様に集権化されている側面が多い。こうした中央集権的なオレゴン州の大学行財政に直接携わっている上記3氏との議論は著者にとって極めて意義深いものであった。

なぜ米国の大学（院）は自国の中優秀な学生を育成するのみならず、世界から優秀な研究者を引き寄せることができるのか。また、奨学金や研究助成金などの経済的・財政的な保障が学術発展にどの程度寄与しているのか。米国の高等教育財政の研究は、単に一国の国家財政との関係のみならず、世界的な科学技術史・学術文化史との関係の観点からも注目に値することであることを最後に強調したい。

参考文献

- Brunner, Seth P., Gladieux E. Lawrence [1979], *Student Aid and Tuition in Washington State : A Case Study of Federal-State Interaction*, College Entrance Examination Board.
- College Board [2001], *Trends in Student Aid*, The College Board.
- . [2001], *Trends in College Pricing*, The College Board.
- Fisher, Ronald C. [1996], *State and local public finance*, Irwin.
- General Accounting Office (GAO) [1998], *Higher Education ; Tuition Increase and Colleges' Efforts to Contain Cost*, U.S. Government Printing Office.
- Griswold, Carolyn P., Marine, Ginger Minton [1996], "Political Influences on State Policy : Higher-Tuition, Higher-Aid, and the Real World", *The Review of Higher Education*, Vol.19, No.4, pp.361-389.
- Hauptman, Arthur M. [1990], *The College Tuition Spiral : An Examination of Why Charges are Increasing*, American Council on Education and College Board.
- Lawrence, Gladieux E. [1992-93], "Bright Hopes and Paper Promises : The Changing Picture of Student Aid Policies in the 1990s", *College Board Review* 164 (Winter), pp.14-32.
- Lenth, Charles S. [1993], *The Tuition Dilemma : State Policies and Practices in Pricing Public Higher Education*, State Higher Education Executive Officers.
- McKeown, Mary P. [1982], "State Policies on Tuition and fees for Public Higher Education", *Journal of Education Finance* 8, pp1-19.
- Morgan, Anthony, W. "The Politics and Policies of Selective Funding : The

- Case of State-level Quality Incentives”, *The Review of Higher Education*, Vol.15, No.3, pp.289-306.
- National Association of State Student Grant and Aid Programs (NASS-GAP) [2001], *31st Annual NASSGAP Report*, NASSGAP.
- National Conference of State Legislatures [2001], *NCSL News : State Budget & Tax Actions 2001 : Preliminary Report : Executive Summary*, National Conference of State Legislatures.
- Oregon University System [2002], *Background Information on Financial Aid and Student Price Sensitivity* (discussion paper), Oregon State Board of Higher Education.
- Power, Joshua, B. [2000], “The Use of Institutional Incentive Grants for Strategic Change in Higher Education”, *The Review of Higher Education*, Vol.23, No.3, pp.281-298.
- Slaughter, Sheila and Leslie, Larry L. [1997], *Academic Capitalism*, Johns Hopkins University Press.
- Tiebout, Charles. M. [1956], “A Pure Theory of Local Expenditure”, *The Journal of Political Economy*, Vol. 64, No.5.
- Trow, Martin [1993], “From Mass Higher Education to Universal Access”, in Philip G. Altbach, Patricia J. Gumpert and D. Bruce Johnstone, *In Defense of American Higher Education*, The Johns Hopkins University Press, pp110-143.
- . [1993], “Federalism in American Higher Education”, In Martin Trow [1994], “Federalism in American Higher Education”, In Arthur Levine (ed.), *Higher Learning in America 1980-2000*, Johns Hopkins University Press.
- U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics

- [2001], *Undergraduates Enrolled with Higher Sticker Prices*, U.S. Government Printing Office.
- [2001], *Digest of Education Statistics 2001*, U.S. Government Printing Office.
- [2001], *Middle Income Undergraduates : Where They Enroll and How They Pay for Their Education*, U.S. Government Printing Office.
- [2001], *Study of College Costs and prices, 1988-89 to 1997-98*, Volume 2 : Commissioned papers, U.S. Government Printing Office.
- [2001], *Undergraduates Enrolled with Higher Education Sticker Prices*, U.S. Government Printing Office.
- 岡本英男 [2001, 2002] 「1972年一般歳入分与制度の成立（上）（下）」『東京経大学会誌』225号（205-228頁），229号（81-131頁）。
- 片桐正俊 [1992] 「連邦・州・地方政府間財政関係の変容 —レーガン政権期一」林健久・加藤栄一編『福祉国家財政の国際比較』東京大学出版会，71-94頁。
- 小泉和重 [1999] 「アメリカにおける教育財政をめぐる政府間財政関係」坂本忠次，和田八東，伊東弘文，神野直彦編『分権時代の福祉財政』敬文堂，237-254頁。
- 河野惟隆 [1999] 『地方財政の研究』税務経理協会。
- 小林里次 [1979] 『J.S.ミルの財政論』第三出版。
- [1992] 『J.S.ミル研究 —平等財政原理とその理論的展開一』高文堂。
- 小林雅之 [2001] 「育英奨学事業について —教育費負担と高等教育機会の観点から一」『大学と学生』第442号，12-24頁。
- 渋谷博史 [1986] 『現代アメリカ財政論』御茶の水書房。
- 塙 武郎 [2001] 「米国州立大学の財政的自立のメカニズム —受益者負担・教育機会均等の観点から一」『筑波大学経済学論究』第25号，41-54頁。
- [2002a] 「米国における奨学金制度 —その支給構造の総体一」『大学

- 研究』(筑波大学大学研究センター紀要) 第23号, 206-236頁。
- [2002b]「アメリカにおける奨学金政策と大学財政 —『高負担・高援助』化の事例分析—」『地域公共政策研究』第6号, 99-108頁。
- 丸山文裕 [2001]「アメリカの奨学金制度とその課題」『大学と学生』442号, 19-24頁。
- 持田信樹 [1993]『都市財政の研究』東京大学出版会。
- 矢野眞和 [2001]『教育経済の設計』東京大学出版会。
- 山本眞一 [1996]「学術研究システムから見た大学院に関する研究 —高度化と大衆化の中での大学院の成長条件の分析—」『大学研究』15号。
- 渡邊 晴 [2002]「経済学の視点からみた教育バウチャー制度 —アメリカの事例を参考に—」『経済セミナー』No.574, 42-49頁。